

佐賀県規則第66号

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第1条 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号）第3条第2項第1号及び第2号に掲げる者の観覧料の免除並びに同条例第7条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(附属設備使用料の額)</p> <p>第10条 <u>佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号。以下「使用料条例」という。）</u>第5条に規定する規則で定める附属設備使用料の額は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号。<u>以下「使用料条例」という。</u>）第3条第2項第1号から第3号までに掲げる者の観覧料の免除及び<u>使用料条例</u>第7条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(附属設備使用料の額)</p> <p>第10条 <u>使用料条例</u>第5条に規定する規則で定める附属設備使用料の額は、別表第1のとおりとする。</p>

(佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部改正)

第2条 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p>	<p>(専決事項)</p>

改正前	改正後
<p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>条例第4条第2項第1号及び第2号</u>に掲げる者の観覧料の免除に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>佐賀県立九州陶磁文化館条例（昭和55年佐賀県条例第14号）第4条第2項第1号から第3号まで</u>に掲げる者の観覧料の免除に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第3条 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号）第3条第2項第1号<u>及び第2号</u>に掲げる者の観覧料の免除並びに同条例第7条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(附属設備使用料の額)</p> <p>第10条 <u>佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号。以下「使用料条例」という。）</u>第5</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例（昭和58年佐賀県条例第7号。<u>以下「使用料条例」という。</u>）第3条第2項第1号<u>から第3号まで</u>に掲げる者の観覧料の免除及び<u>使用料条例</u>第7条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(附属設備使用料の額)</p> <p>第10条 <u>使用料条例</u>第5条に規定する規則で定める附属設備使用料の額は、別表第1のとおりとする。</p>

改正前	改正後
条に規定する規則で定める附属設備使用料の額は、別表第1のとおりとする。	

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

第4条 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>条例第5条第2項第1号及び第2号</u>に掲げる者の観覧料の免除<u>並びに</u>条例第9条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>佐賀県立名護屋城博物館条例（平成5年佐賀県条例第7号。以下「条例」という。）第5条第2項第1号から第3号までに掲げる者の観覧料の免除及び条例第9条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正)

第5条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>条例第4条第2項第1号及び第2号</u>に掲げる者の観覧料の</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>佐賀県立佐賀城本丸歴史館条例（平成16年佐賀県条例第14</u></p>

改正前	改正後
<p>免除に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(施設使用料等の減免)</p> <p>第11条 条例第9条第2項各号のいずれかに該当する場合の<u>施設使用料及び附属設備使用料</u>（以下「<u>施設使用料等</u>」という。）は、同項第1号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の50に相当する額とし、同項第2号に該当する場合は当該施設使用料等の全額を免除し、同項第3号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の30に相当する額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>号。以下「<u>条例</u>」という。）第9条第1項第1号から第3号までに掲げる者の観覧料の免除並びに同条第2項の規定に基づく<u>施設使用料及び附属設備使用料</u>（第11条において「<u>施設使用料等</u>」という。）の<u>減免</u>に関すること。</p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(施設使用料等の減免)</p> <p>第11条 条例第9条第2項各号のいずれかに該当する場合の<u>施設使用料等</u>は、同項第1号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の50に相当する額とし、同項第2号に該当する場合は当該施設使用料等の全額を免除し、同項第3号に該当する場合は当該施設使用料等の100分の30に相当する額とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。